



日田市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : こども未来課、こども家庭相談室
認定こども園、小規模保育園

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年1月26日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【こども未来課】</p> <p>○放課後児童健全育成事業について</p> <p>日田市放課後児童健全育成事業は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱及び大分県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に定める対象事業として、対象経費等の3分の1の国庫交付金及び県費補助金がそれぞれ交付されている。</p> <p>こども未来課では、実施要綱等に基づき、市内18の児童クラブの管理運営を、各地区の運営委員会を相手方とする委託により実施しており、主に、市委託料、保護者負担金を財源として各児童クラブの運営を行っている。</p> <p>令和元年度の監査において、繰越金が年々増加している児童クラブが見受けられることについて所見を伺ったところ、必要以上の繰越金が発生する状況については、受益者負担の観点からも好ましいものではなく、各クラブと協議を行うとの回答から、令和2年度には「支出総額の7割を人件費の目安とする」などの、予算執行にかかる「基準」を作成し、令和3年度決算では、人件費割合は全体平均で64.2%となり、繰越金は10の児童クラブで減少し改善が見られた。</p> <p>しかしながら、「次年度への繰越金は、運転資金として児童クラブの年間予算の1割程度を目安とする」基準に対して繰越金の割合は、7つの児童クラブにおいて3割を超える状況となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限があったことは推察されるが、繰越金が増加している児童クラブが見られることから、今後の繰越金の取扱いについて、再度所見を伺う。</p>	<p>【こども未来課】</p> <p>児童クラブ会計における繰越金については、令和2年度に「日田市放課後児童健全育成事業における予算執行にかかる基準」を策定し、年間予算の1割程度を目安とする繰越金の基準を定め、改善に取り組んでまいりましたが、依然として基準を超えるクラブが存在する状況にあります。</p> <p>これは、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、例年通りのイベント等が実施できなかったことが原因の一つと考えております。</p> <p>市としても、繰越金の改善に取り組まなければならないことは認識しており、令和4年度から新たな取組として、社会保険労務士による巡回支援アドバイザー事業を実施し、各児童クラブの実情を把握し、雇用契約や賃金をはじめとする労務管理に対する助言や指導を行うことで、適正な予算執行を促すこととしています。</p> <p>また、放課後児童クラブの育成支援の質の向上に取り組みながら、例月実施している各児童クラブの運営費の状況把握や、適正な予算執行への助言や指導について、今後も引き続き行っていくことで、繰越金の改善に努めてまいります。</p>